令和8年（2026年）6月定例会　一般質問

島根原発事故時の避難計画及び受け入れ体制について

質問議員：福山権二（市民の会）

※本文字起こしは精密文字起こしテキストをそのまま収録したものです。

【議長】
休憩前に引き続き会議を再開します。次の質問に移ります。福山権二議員。

島根原発事故時の避難計画及び受け入れ体制について

◆ 福山権二（議員）
市民の会の福山権二でございます。市長に対して1点の質問をさせていただきます。島根原発、原子力発電所事故時の避難計画についてお伺いをしたいと思います。近年、全国各地で地震が頻発していることから、原子力発電所が設置されている地域で、特に原発の安全運転に対する市民の不安感が高まっているという風に報道をされています。その通りだろうと思います。島根原子力発電所の事故発生時に被災地の島根県民の避難を受け入れる本市の対応について、どのように現在準備をされているのか伺います。とりわけ、避難計画の変更、改良について伺いたいと思います。

▶ 八谷恭介市長
ご質問にお答えします。島根原子力発電所において事故が発生した場合は、島根県と広島県との協定に基づき、本市を含む県内22市町が人道的見地及び相互扶助の観点から避難者の受け入れを分担することとなっております。本市では、広島県からの要請を踏まえ、原子力災害時における広域避難にかかる避難経由所・避難所運営マニュアルを策定し、受け入れ準備を整えているところです。なお、ご質問の避難計画の変遷や改良につきましては、島根県に確認したところ、国の防災基本計画等の修正に伴う一部修正はあるものの、本市の受け入れに影響を及ぼす修正はないことを確認しております。

◆ 福山権二（議員）
市長、そうすると、令和6年4月1日に修正をされたこの避難所運営マニュアル、事故対応に対するマニュアルは、これで十分作動すると。これ決まっているので本市としてもこれでやって十分に対応できるんだということの確認でよろしいですか。

▶ 危機管理課長
ご質問にお答えいたします。令和6年4月の本市における改正につきましては、受け入れ対象者の人数が減っておりますので、ここを変更したという点が1つでございます。また、従来の答弁でもお答えしております通り、島根県及び松江市の要請を受けまして、本市の受け入れの初動の手順を定めたマニュアルでございますので、島根県及び松江市から求められた対応につきましては、このマニュアルで対応できると考えております。

◆ 福山権二（議員）
いわゆる今、島根原発1号機、2号機も点検中であるという風に聞いておりますし、半年間の点検を経過をして9月の初旬にはまた再稼働するということを聞いております。その点検中に島根原発、原子力発電所の中で使う器具が間違ったものが入っておったという報道がありますですよね。さらに、そのことに関しては鳥取県知事が「聞いてない、やめちまえ」ということも大きく発言した。こういう対応では、という風に県知事も、隣の県の県知事もそういう風に言われたという報道がありました。原発の中で本来使うべきであったが間違ってた、人間がすることですから当然なんですけど、しかしこれもまあ想定外の事故ということでしょうから。これが原因で大きな事故になっても、これは想定外だったということで片付けられ、どんなに大きな事故を起こってもこれ想定外だったと、人間がすることですから。東北電力の場合は想定外の大きな津波が来たと、だからなんか起こったら想定外だという風に片づけて、大きな被害があってもそういう風に考えるんでしょうが。ご承知、今あの島根県の松江原発に関して今作られておる避難する側からの計画もあまりにもずさんだと。これはこの避難計画が実現可能性も実効性がないということに裁判が行われています。で、これでまた判決が「これは実効性がない」と言ったら、今我々が今目にしているこの避難受け入れについても相当な影響があるのではないかと思いますけど。現地でもかなり問題視されている状況になっている、避難計画がですよ。だから受け入れ計画も当然影響されますけど、その避難計画がこれだけ裁判で争われているという状況がありながら、今再稼働がまた点検をされるということになっておるわけですが。最近の例と言いますか、島根原発も島根半島ですから周りには相当の屋敷もあり、これは石川県の能登半島であの地震の時にとても避難ができなかったと。もしあそこに原発があれば大災害になっていたと。もうそこに原発を作ることに反対した、本当に良かったという総括がありますけど。島根原発も、今できてますから避難ができないのではないかというようなことですけど。そういう環境の中で今、問題が皆様の注目を集めているということでございますから、そういうことで考えていきたいと。前回、2025年の12月ですか、あの議会の時に島根原子力発

電所に関係する避難計画ということについて質問をしましたけど。この計画が非常に不十分だということで、その受け入れに関してはこれで十分だとこういう風にあるんだという風に言われました。いや、これからもこれでいくと言われました。今回、この計画の中を見ますと、庄原市は受け入れる側の側ですから、ですから約7000に近い人数はいくらか変化をすると思いますが、7000名に近い人が庄原市の運命になる。そして一定のところに集まり、そっから各地域に送られるということなんですが。その際に庄原市は受け入れると同時に、法規制によって介護であるとか教育であるとか医療であるとか、1、2、3本のいわゆる市民に庄原が提供するのと同じような行政サービスを提供するという風になっておりまして、それ義務になっておりますが、このことについても約7000名の方がお見えになっても対応できるということの確認ですが。ぜひあの事故起こったら十分にするわけですが、そういうことについても十分検討をされているんでしょうか。

▶ 危機管理課長

ご質問にお答えいたします。島根県民の方が避難されてくる最大数といたしまして、最新の数値では6583名という風に認識をしております。で、この6500名余りの方が1度に一気に避難してくるという想定も当然ございますが、段階を避難者が確定されると、その中で本市としましては段階的に必要な対応を取っていくということで考えております。その上で、例えば先ほど議員がおっしゃられました医療、それから教育、こういったところにつきましても島根県の広域避難計画を見ますと、長期化した場合を想定して、要配慮者等につきましては1ヶ月以内に、その他の方につきましては6ヶ月以内を目標に、島根県側が公営住宅でありますとか仮設住宅でありますとか、そういった施設を手配して広域避難された方をまた島根県内に移動するという計画になっておりますので。本市としましては、初動対応につきましては広島県と庄原市が対応していくことになります。一定期間の施設につきましては施設管理者等の協力も得まして場所を提供すると。その他につきましては国、島根県が責任を持って資材そういったものも手配するという風になっておりますので、本市としては現在求められている対応を行っていくという風に考えております。

◆ 福山権二（議員）

説明はよくわかるんですが、実際に受ける側の市民として、例えば庄原自治振興センターに366名という風になっておりますけど、この根拠はちょっとはっきり分かりませんけど、まあ約7000名、6993人、6993人というのが第1回の資料にありますけど。その中で庄原は自治振興区で36名、3小学校では303名、西城運動公園に806名、まこっからまた動くんでしょうけれど、川北小学校には400名ということが最大で来られると。そうすると順次だんだん50人から100人で増えるんかどうか別にして、それだけお見えになって小学校、中学校、小学生、中学生、高等学校、あるいは介護が必要な人、あるいは年齢の若い人男女別にして、あるいは障害をお持ちの方、そういう人を受け入れるのに初動だから1ヶ月は大丈夫だという風に。事故が起こったら受け入れなければいけませんけど、そういう受け入れについて言うと庄原市民が一定程度規制をされると。怪我をしても従来のようにすぐは見てもらえないと、小学校も中学校もすぐできるわけじゃないですから。そういうことについては庄原市民は一定受忍をして、だから大事故起こった場合にはそういう協力をするようにという風に計画になっているという風に考えていいんでしょうか。

▶ 危機管理課長

ご質問にお答えいたします。現在、庄原市が作成しております、または対応につきましては、国の原子力災害対策指針等に基づいて設定された、原子力対策重点区域内での取るべき措置、または避難が必要となった場合の計画を定められております。これを元に島根県から要請があった内容について、広島県との協力を得ながら、本市としましても県内22市町ありますが、受け入れの対策を定めているものでございます。その中で当然想定をすれば再現がございませんので、現段階で示しがある内容について対応を取るということにしております。

◆ 福山権二（議員）

話としてはよく分かります、それはそうだろうと。これに書いてあることを最悪の場合起こったらどうするかということをやっぱり考えなければならないので、そのためにどういう準備をするか。そういう意味では次の質問にあります、市民全体が一定の受忍をして、庄原市の危機管理課長を先頭にして全ての職員を動員して対応するみたいな。今の危機管理でこれが人数の関係でできるとはそう思いませんけど、これだけのことをやるっていうのはまず市の職員体制から危機管理課の配備の問題から色々問題があると思います。ただ、これだけのことをやれと言われればそれだけのことをする、十分これでできますということを市民にもちゃんと言わなければいけないし、大丈夫ですよっていう風に市長が宣言されなければいけないものです。だから危機管理課長がこのように受けて、「いや、色々あるけど作れ」と言われ作っていると。で、どういう事故が起こるか色々ある、しかし

対応できるんだと、確かにそうですが。一応これ、これだけのことは今の自治体としての庄原で本当に受け入れができるんだろうかと。だから「どうぞおいでください」とちゃんとできてますよっていうことが、自身の災害の規模いに関わらず、市長がこれを読まれて「これは絶対できますよ」という風に。市長改めてどうですかね、自信もって言えますかね、これ。

▶ 危機管理課長

ご質問にお答えいたします。受け入れが必要になった場合、本市の通常業務体制ではなく、本市の自然災害等に対応する防災体制、これは通常業務とは全く別の体制を取ることになります。本年度につきましては考え方を現場重視にしまして、大幅に変えております。確かに職員数は限られておりますが、そういった配置をしながら最大限の力を発揮できるように体制を整えておりますので、その中で全力を尽くしていくという考えでございます。

◆ 福山権二（議員）

危機管理課長の決意は素晴らしいと思います。確かにそうだろうと思うんですが、ただ質問者の動機と言いますか、私はこういうことでは実際にもやったこともないし、これだけのことをやろうと思えば庄原市の業務を一時全部ストップして、ほとんど職員が対応するようなことにしないと難しいのではないかと。島根県から来て広島県も来て、島根県からも担当者が来てちゃんとコミュニティを作ってやるんだと。しかも医療も介護も教育も食料も全部提供して、提供する資材は庄原市が準備することはないと。ただそういう風になると、原発事故の避難が起こった時には、豪雪もあるいは豪雨災害も地震災害もないという風にしとかんと、もしこれが複合的に起こったらもうどうにもならんですね。そういうことを想定してやろうということがほんまに庄原市長、これができるとお考えですかね。私はできないと思っているんですよ。やっぱり「これでできるんだ」と市長として市民の生活も安定性を保って生活もちゃんと保障して、医療も福祉も全部行政サービスは全部ちゃんと提供して、さらに避難してきた人の分までちゃんとやりますよと。よその県が来る、よその市が職員が来ると言っても、責任を持つのは市長ですから。これでいけんかったら「これじゃできません」と、あるいは「できますよ」という回答はせなければいけないので。今のところ市長はこれで十分できるという判断でしょうか。

▶ 総務部長

ご質問にお答えをいたします。今のこのマニュアルで全てできるのかというご質問でございます。本市といたしましては、先ほど危機管理課長も申しておりますが、国の避難計画に基づきまして島根県と広島県が受け入れに対する協定を結ばれ、それに基づいてマニュアルの方を策定をしておりますので。現時点でできる限りの対応をこのマニュアルに示して取り組んでいくということで、ご理解をいただきたいと思います。

◆ 福山権二（議員）

おっしゃることはよく分かります。もう国、県が決めたんだからうちはやるしかないと。当然やれないし我々もそういうことから全力でその受け入れをしたいと思います、それは当然です。当然なんですが、その時に庄原市長に対して、受け入れる市町に対してその計画を作る時に庄原もこれ参加をしてるのかと。「これでできますよ」という風に回答してるのか。ただできるかどうか分からんけども、県と国とここに言ってるからこれに合わせてしてるんだと。ちょっと乱暴な言い方しますけれど、考え方として庄原市が責任を持って、市長が責任を持って原発事故という大きなことがあった場合に、これで十分に市民生活と受け入れ、避難者を十分に受け入れることができるという判断を市長はされたのかどうか。それとも県と国が言うからこれを受け入れただけなのか。そこらの判断経過はどうなんですかね。

▶ 総務部長

ご質問にお答えをいたします。マニュアルを市として策定をしている以上ですね、このマニュアルに基づいて受け入れていくということでご理解いただきたいと思います。

◆ 福山権二（議員）

そのこと全然否定しておらんしそうなると思うんだけど。しかし物事が進める時に実際に責任を持つのは市長ですから。実際に責任のことは市長なので、市長がその庄原市が作ったと言っても、庄原市が作ったとなってますけどこれ庄原市が作ったという風な答弁でしたから。これ庄原市が作る過程の、危機管理室にこれ全部この文章化して、でできるという判断でできるということ、そういうことですか。

▶ 副市長

お答えいたします。事故が起こった時に誰が責任を負うのかというご質問だという風に思います。原発事故というのは基本的に国策で進められておりまして、国の安全の管理のもとで進められておる部分でございますし、それに対して厳しい管理のもとでやられているということでございますけれど。こういう状況のもとで事故が起こった時には、当然国あるいは県、市、様々なものが連携をしながら人命救助の観点と踏まえてですね、相互に協力をしながらやっていくということになるんだろうという風に思います。冒頭、市長の答弁の中でも申し上げましたが、島根原子力発電所において事故が発生した場合は、島根県と広島県との協定に基づき、本県を含む22市町が人道的見地及び相互扶助の観点から避難所の受け入れを分担することとなっておるということでございまして。まず、先ほどご質問がありました市民が全部これを受け入れているのかということについて、おそらく1人1人の市民の方にそういうことを問うたことはないと思いますけれど。仮にもし庄原市で大きな事故が起こった時には、そういう場合は近隣の方に庄原市民の受け入れをお願いするような場面もあると思いますので、これはあくまで相互扶助の観点から、1人1人の市民にその意向が負うということではなくて、人道的な観点から我々は当然それを受けるべきものだという風に思っております。従いまして、そういう観点から受け入れをすることになりますが、その場合に様々な想定が考えられると思いますけれど、まずは一義的に国あるいは県なりが、こういう形で対応すれば良いだろうというものを示した形を踏まえて我々がマニュアルを作っておりますので、まずはそのマニュアルがきちんと機能するように、まずはきちんとやっていくことが我々の責務だろうという風に思います。その上で、想定されない事態が起こるという風におっしゃいました。先ほどのご質問の中で部品を取り間違えていたということと、それから想定が想定されない大きなものが起こるということをおっしゃいましたけど、本質的には全く違うものだと思いますが、様々なマニュアルを作っても想定外のことは起こるということは考えられます。その時には国、県、市が協力をして英知を結集して、目の前に起こっている様々な事象をきちんと対応し、市民の方あるいは避難をされた方に万全の体制で臨むという、そういう気概をしっかり持っていくということの方が大事だろうという風に思っております。

◆ 福山権二（議員）

副市長の答弁は全部理解できます。全部理解できるのが執行者との立場としては十分に理解できるんです。市民の立場に立った時にどうかということがあるので、当然こう一般に質問があり、議論があるんだろうという風に思っておりまして。今おっしゃったようにこの避難計画は庄原市が作ったものであるというような発言がありましたけど、国が県、国が指示をしてこういったものを作ったんだろうと。庄原の現状について国が示した、県が国が示した避難計画マニュアルを元にして庄原市として「ここはこういう風に変えよう」とか「ここはこういう風に変えよう」ということがそれだったらあったんじゃないかと思うんですけど。色々考えてだからこのマニュアルと三次市とか、県のマニュアルは相当違うんですか、広島と庄原市では。いや避難する場所がどうか違います、相当違うもんがあるんですから。原発について庄原市が責任があるとか、事故を起こった場合に庄原市が責任があるかという風なことを言うつもりはありません。しかし実際に受け入れるってことになると市民生活にも相当影響があるので、副市長おっしゃったように人道的に当然ですよ。で、本当言えば個人的に言えば、どんなに電力が足りんでも、原発だけは絶対にしてはならない。できれば風力、水力、あるいは太陽光、そういう風に変えるべきだって推測するのは私の思いですけど。ただ国としてこういう風にやると言うんですから、しかも法律まで改正して、そういうことがあってやるのはやると決めたんですから、どんなに反対しても。で、想定外で福島になるわけですよ。福島県民が相当反対、そういった事故になっている。先般もいわき市から双葉町に行こうと思ったら地域の人が「行かん方がええ」と言いました。もちろんそこの現場でもずっと反対した人もたくさんおります。でもああいう事態起こった、起こったら今でも全国で47都道府県で2万7000人からも避難をしているというデータが復興庁から出されています。事故起こったらもうどうしようもないことが起こる、でもそれが法律的に決まっていれば受け入れない。その時に1番責任を持つのは現地では庄原市長だと。だから庄原市長がこの計画を見て「これって大丈夫だ」と。この計画が分からんかったら全市民にあらゆる場を通じて話をして「皆さん協力してくれ」という立場だと。だからこれは市長が責任を持ってこのままでやります、できるという宣言をされるべきだという風に。いや、これまでそういう風などんな市長もしてなかったので、ぜひ市民生活を最優先にするという非常にそのまっとうなスローガンを持たれる市長がそういう風に宣言をされて、「市民の皆さん安心と協力してくれ」というようなメッセージを送った方がいいのではないかという風に思いますし、これを理解する中でまた市民もいろんな意見を言うでしょう。しかしそういう対応が行政のトップとすれば必要なんではないかという風に思いますが、そういうことについて何かやろうということは市長ないですかね。

▶ 八谷恭介市長

まず前提いたしまして、先ほど答弁で申し上げました通り、この原子力災害時における広域避難にかかる避難経由所・避難所運営を要請、広島県の要請を踏まえて庄原市で作っておる。これは庄原市長の責任においては作ったものでありますし、今後の受け入れに対しましてのこのマニュアルに沿ってやるという意味におきましては、私の責任においてやっていくという風に考えて

おります。

◆ 福山権二（議員）

ありがとうございました。で、これにやってるんですが。公式発言になると難しいかも分かりませんが、市長もこれを見られて「これでやるしかない」というと、「これで十分だ」ということとはちょっと乖離があるので、「これでやって十分だ」という判断でですか。

▶ 総務部長

ご質問にお答えをいたします。繰り返しの答弁になりますけれども、市としてマニュアルを、このマニュアルを策定しておりますので、現時点でこのマニュアルに基づいて取り組むということでございます。

◆ 福山権二（議員）

事故が起こった時の受け入れをする時の初動体制で、必要な職員の配置についてはその時考えると。で、3つの総務グループ、管理グループ、誘導グループに分けて対応するということですが、いつ事故が起こるか分からんという状況ですから、これも作られても期間が経ってますが、それぞれグループに分けて今の職員がどういう任務を配置して何をするかっていうのはもう決まったものがあるんでしょうか。

▶ 危機管理課長

ご質問にお答えいたします。先ほど申しました通り、有事の際には本市の防災体制を準用して対応していくように考えております。その中で統括班でありますとか避難所対策等でこの役割分担を分担いたしまして対応することとしておりますし、特に避難所につきましては毎年打ち合わせ会議、これは自然災害に対する対応についても含まれておりますけれど、その対応について打ち合わせをして情報共有もしているという状況でございます。

◆ 福山権二（議員）

その場合、どうしても島根の原発のことが気になるんですが、複合的に雪が降るとか雨が降るとか、また他の土砂災害とかいう時にもまた別の対応を組まなければなりませんが、そのことも考えてケース・バイ・ケースによって対応するという計画もできてるわけですから、原発はこれでいいということなんですが、事故があったら複合的な事故があった場合もこのように対応するというのはできてるわけですか。

▶ 危機管理課長

ご質問お答えいたします。本市で自然災害等で住民の避難を要するような事態であれば、本市の住民が優先となります。このことはこのマニュアルを策定する時点で広島県とも意見交換をしておりますが、仮に島根県民側を受け入れている状況で本市でそういった災害に対応するような事態になれば、島根県、広島県、本市とも連携をしながら、またあの受け入れ可能な市町、もしくは県をまたぐかも分かりませんけれど、そういった対応を取っていくことになるということが確認した上でのマニュアルの策定でございます。

◆ 福山権二（議員）

この災害に対するマニュアルを本当にできるんかどうかということと、やるとすれば相当の庄原の職員の行政職員の中の機動力が必要だという風に思うわけです。だから市長、危機管理体制の強化ということは何よりも重要なことでありますし、組織改編をしたばっかりですが、特に最近は危機管理の中にも社会人採用で優秀な職員も採用するということで前もって前向きに対応されてますが、何かこう少し議員として考えるのは「本当にこれで大丈夫か」というような感じがしますので。大変厳しい職員配置の状況もありますが、ぜひ見直される場合にはもう少し危機管理の方は重充をした方がいいのではないかという風に考えますので、これはまあ市長がされることですから思いを伝えるだけになります。で、もう1つ次の質問に行きますけれど。実はこれについて今、副市長もこれを全部市民が知っとることはないという風に、確かにそうですが。そうは言うてもこれだけの地震が頻発し、「あれでもどうだろうか」っていう話があり、現地松江では避難する避難計画、松江の市民が避難をする計画も実現可能性も実効性もないという裁判が市民と中国電力の間でできるという状況があって。非常に関心もあって大変な状況が想定されると、現実につい私たちは福島でこのことを体験をして、今2万7000人が全国都道府県にその避難をしているという状況でございますから、それだけ大変なところを庄原市と受け入れるのに、庄原市の市民、とりわけ自治振興区であるとか関係する学校であるとかそういうところに対するこの計画の周知、実効性を高めるためにどのように周知を今されてきたのか、あるいは今後ど

のようにされようとされているのか。そしてこのことのもの考え方が今そういう受け入れ体制の側にどれほど浸透しているのかということについて説明をいただきたいと思います。

▶ 八谷恭介市長

ご質問にお答えいたします。広域避難の受け入れ体制に関する周知については、令和5年度に自治振興区を始めとする避難所施設及び避難経由所の管理者を対象に個別訪問を行っております。その際、原子力災害時における広域避難にかかる避難経由所・避難所運営マニュアルをお示しし、具体的に説明する中で、本市の受け入れ体制について一定のご理解をいただいているものと認識しております。合わせて実際に受け入れを行う際は、初動は本市職員が中心となり地域の皆様のご協力のもと対応いたしますが、その後は順次松江市の職員及び避難者による自主運営体制へ移行することとなっており、地域の実質的なご負担を抑える運用の流れについても共有を図ってまいりました。また、自治振興区においては役員等の交代も想定されることから、改めて説明が必要となる場合には適宜柔軟に対応する旨をお伝えしているところです。引き続き必要な情報提供及びフォローアップを行い、各自治振興区を始め関係機関との緊密な連携のもと、受け入れ体制のさらなる周知に努めてまいります。

◆ 福山権二（議員）

安心をいたしました。どんな計画を作っても地域住民、市民の皆様の理解と協力がなければ実効性は高いと言えないという風に思いますし、若干あの自治振興センターの中でも「あまりよくわからない」ということが聞こえてきますので、私ども「市民と語る会」を開催をしてきましたし、その中でもぜひ状況についてお話をしていきたいという風に思います。今の市長の話でありますと、十分に周知をされているということでございますから、ぜひそのことは大事にしていただきたいと、私どもそれは十分に考えていきたいという風に思っています。それで、終わりになりますが。例の今申し上げました復興庁によりますと、全国の47都道府県で避難者を受け入れているということで今2万7000人、広島県でも12の自治体でそういう受け入れをして今対応しているということがありますが。そういうそら、今の避難してきた人たちの状況についてはいくらか情報があると思いますが、今行政、庄原市としてそういう情報にどれだけ接してらっしゃるのか質問をしていきたいと思います。

▶ 危機管理課長

ご質問にお答えいたします。先ほど議員が知らされました通り、復興庁におきまして避難者の人数、もしくは受け入れ自治体数は公表されているところでございまして。ここを確認しますと広島県では12市町という風になっております。ただ本市としましてその詳細の情報は持ち合わせておりませんので、広島県に確認をしたレベルではございますが、広島県が持っている情報では13市町という回答。

◆ 福山権二（議員）

市長ご承知のように、庄原市議会は島根原発の再稼働に同意しない、反対するという議会の決議、議決をやりました。その時にあの避難計画が十分でないのに稼働することについては認められないということを議会の意思として決定をしてきた経過があります。これからもその思いを議会は持ち続けながら、再稼働をするんであれば「避難計画は十分に」ということを大きな判断する視点として、これからも持ち続けていきたいと思いますので。ぜひこの避難計画のより一層の充実に対しては、議会も市長も同じ立場で検討していく、そして事故が起こったらお互いに人道的な立場から受け入れるということは当然でございますが、再稼働を動かすんであれば避難計画をきちんとするということを改めて強調いたしまして、私の質問も終わります。

【議長】

以上で福山権二議員の質問を終わります。この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時50分といたします。